

みやざき L F P 強化支援事業補助金交付要綱

令和 4 年 4 月 1 日 制定
令和 8 年 4 月 1 日 最終改正
農政水産部農業流通ブランド課

(趣旨)

第 1 条 県は、食資源の付加価値向上と持続的な食料システムの確立に向け、本県の農林水産業と食品産業との更なる連携強化を図るため、地域の核となる食品産業や農林水産業など多様な食と農の関係者が協働して取り組む新ビジネスの創出支援により、地域経済の活性化を図ることを目的として、予算で定めるところにより、別表に定める補助対象者（以下「補助対象者」という。）に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。）及び地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 新食第 2374 号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は別表のとおりとし、補助事業者及び補助事業者からこの補助金を財源の全部又は一部とする補助金の交付を受けて事業を行う者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助額等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体の規約又は定款、役員名簿及び構成員名簿
- (2) 第2条第1号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)(県税の納税義務がない者を除く。)
- (3) 法人にあつては、第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第3号)
- (4) 第2条第3号に係る誓約書(別記様式第4号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この要綱の規定により交付された補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業(第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。)の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 事業実施主体は補助事業の一部を第三者に委託する場合、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結するものとする。
なお、事業実施主体が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(交付決定前着手)

第7条 補助事業者は、規則第4条の規定による交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、補助事業者は、その理由を明記した交付決定前着手届出書(別記様式第10号)を知事に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

3 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第9条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事が定める軽微な変更の範囲は、別表に定める重要な変更以外の変更とする。

(計画変更の承認)

第10条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 規則第10条第2項第2号又は第3号に該当する場合 補助事業遂行困難等報告書(別記様式第6号)

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、概算払により交付することができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 規則第11条の規定による遂行状況報告は、別表1の区分のうち機械・施設整備支援事業に限り、工事完了後10日以内に提出するものとする。

(実績報告)

第13条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。ただし、特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと知事が認める場合には、その期日を繰り上げることができる。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の処分)

第14条 規則第21条第1項第2号及び第3号の規定により、知事の定める財産は、1件当たり50万円以上のものとする。

- 2 規則第21条第1項ただし書の規定により、知事の定める財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に財産の種類ごとに定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 3 規則第21条第1項に掲げる財産を処分したことにより収入があった場合には、知事は、交付した補助金の額を限度としてその収入の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該事業の実施による状況報告（別記様式第9号）について、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2ヶ月以内に知事に提出しなければならない。なお、補助事業者が事業化共同体等の任意団体の場合、代表者の所属する組織が報告することができる。

(書類の提出部数等)

第 16 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係るみやぎLFP強化支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の予算に係るみやぎLFP強化支援事業補助金から適用する。

別表（第1条、第2条、第3条、第9条関係）

区分	補助対象者	補助対象経費	補助額	重要な変更	
				経費の配分の 変更	事業内容の 変更
新商品・サービス 開発実証支援事業	県内に本店、支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下、「食品等事業者」という。）と連携して取り組む農林漁業者、農林漁業者と連携して取り組む食品等事業者、農林漁業者や食品等事業者と連携して取り組む地域商社、農林漁業者及び食品等事業者等3者以上で構成する事業化共同体	(1) 新商品・サービスの開発・実証費 マーケティング調査費（委託する場合は事業費の1/2以内とする。）、マーケティング調査に係る旅費、試作品及びパッケージデザイン等の開発費、開発員手当、実証・研究員手当、謝金、原材料費、資材費、消耗品費、検査・分析費、試作品の製造・新サービス実証に必要な機器のレンタル・リース料、通信・運搬費等 (2) 消費者等評価会実施費 会場使用料、評価会実施に係る旅費、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金、通信・運搬費等	定額（2,000千円以内）	1 補助対象経費の30パーセントを超える増減 2 補助金額の増加 3 補助金額の30パーセントを超える減	1 事業の廃止 2 事業実施主体の変更
ブラッシュアップ 支援事業	県内に本店、支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する食品等事業者と連携して取り組む農林漁業者、農林漁業者と連携して取り組む食品等事業者、農林漁業者や食品等事業者と連携して取り組む地域商社、農林	(1) 多様な食や農の関係者が協働して開発した商品・サービスの改良・改善費 商品・サービスの改善・パッケージデザイン等の改良・開発費、開発員手当、原材料費、資材費、消耗品費、検査・分析費、商品・サービス等の改良・改善に必要な機器のレンタル・リース料、通信・運搬費等	1/2 以内（1,000千円以内）		

	漁業者及び食品等事業者等3者以上で構成する事業化共同体及びその構成員	(2) 販路開拓費 出展料、出展旅費、商品紹介等啓発資材制作費、展示品輸送費、消耗品費等			
機械・施設整備支援事業		(1) 多様な食や農の関係者が協働して開発した商品・サービス等の実践に向け、農林水産物等の安定供給や品質向上、効率化等に必要な機械・施設の整備経費 (原料となる農林水産物や開発した商品等の選果・選別、検査、出荷、処理(乾燥含む。)、加工、冷却、冷蔵、貯蔵、包装等の機械・施設) なお、機器・施設の整備場所は県内に限る。	1/3以内(3,000千円以内)		

※ 補助事業者は、3者以上の異なる業種での連携及び構成した事業化共同体とする。

※ 人件費及び旅費は、定められた規定等に則り適切に支給すること。なお、規程がない場合は、県又は市町村等の規程に準じること。

※ 旅費は、国内の旅費に限り、1回の旅費の支出にあつては2人まで、1事業あたり2回分を限度とする。

別記

様式第1号（第5条、第13条関係）

事業計画（実績）書

1 事業実施主体の概要

名 称	
代表者職氏名	
所 在 地	〒
電 話 番 号	

2 プロジェクト名及びプロジェクトの概要

(プロジェクト名)
(プロジェクトの概要)

3 プロジェクトの目的（成果）及び効果

※事業の目的（成果）及び事業実施によりどのような効果があるのか記載してください。 目的（成果）
効果

4 事業の内容（実績）

(1) 共同でプロジェクトを実施する事業者又は事業化共同体の構成員

	名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					

(2) 事業の概要

取り組むメニュー ※該当事業にチェック を入れること	<input type="checkbox"/> ① 新商品・サービス開発実証支援事業 <input type="checkbox"/> ② ブラッシュアップ支援事業 <input type="checkbox"/> ③ 機械・施設整備支援事業
※取り組む事業について、事業戦略（ビジョン）を記載してください。 ※①新商品・サービス開発実証支援事業の場合、内容、ターゲットとする市場・消費者、新規性・独自性等について記載してください。 ※②ブラッシュアップ支援事業とする商品・サービスの改良・改善をする場合、開発した新商品・サービスの課題を踏まえた対応策等について記載してください。 ※③機械・施設整備支援事業の場合、商品やサービスの実践における導入予定機械等の関係性、必要性について記載してください。	

(3) 事業実施年度の実施方針

※事業実施年度の取組内容及びスケジュールを記載してください。

(4) 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の取組内容及びスケジュールを記載してください。
※機械・施設の導入の場合は、利用計画を記載してください。

5 成果目標の概要及び定量的な成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載してください。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年度)	事業実施年度 (年度)	第2年度 (年度)
	第3年度 (年度)	第4年度 (年度)	目標年度 (年度)

(注) 事業期間（3年から5年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載してください。

6 事業費積算

(1) 経費の効率性

※事業を効率的に実施するための工夫を記載してください。

(2) 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B)	負 担 区 分		備考
		県費補助金 (A)	その他 (B)	
①「新商品・サービス開発実証支援事業」に係る経費 (1)新商品・サービスの開発・実証費 (2)消費者等評価会実施費	円	円	円	
②「ブラッシュアップ支援事業」に係る経費 (1)開発した商品・サービスの改良・改善費 (2)販路開拓費	円	円	円	
③「機械・施設整備支援事業」に係る経費 (1)機械・施設の整備経費	円	円	円	
合 計				

(注) 1 事業費の明細がわかる資料（機械・施設整備支援事業にあつては、見積書やカタログ等の価格の決定根拠資料を含む）を添付すること。

2 備考欄には、事業ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これらを減額した場合には「除税額〇〇円のうち県費〇〇円」と、仕入れに係る消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、当該額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、当該額を減額した場合には合計の備考欄に合計額（「除税額〇〇円うち県費〇〇円」）を記入すること。

3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

7 事業完了（予定）年月日 年 月 日

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	摘要
県費補助金 その他	円	円	円	
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	摘要
みやざきLFP強 化支援事業	円	円	円	
合 計				

※決算時は積算の根拠のわかる資料を添付すること。

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：（ ）

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当者あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
ふりがな
氏 名
(法人にあつてはその名称及び代表者の職氏名)
生年月日 年 月 日 (性別)

誓 約 書

私は、〇〇年度みやざきLFP強化支援事業補助金の交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

〇〇年度みやざき L F P 強化支援事業補助金
変更承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で交付決定通知のあった〇〇年度みやざき L F P 強化支援事業補助金について、下記のとおり変更したいので、みやざき L F P 強化支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により申請する。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

別記様式第 1 号に準じ、変更前の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書として、変更前を括弧書で上段に記載すること。

3 変更収支予算書

別記様式第 2 号の 1 又は 2 に準じ、上記 2 のとおり作成すること。
(注)補助金の額が増額する場合は、件名の「みやざき L F P 強化支援事業補助金変更承認申請書」を「みやざき L F P 強化支援事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、みやざき L F P 強化支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、みやざき L F P 強化支援事業補助金交付要綱により、補助金〇〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

〇〇年度みやざきLFP強化支援事業
遂行困難等報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で交付決定通知のあった〇〇年度みやざきLFP強化支援事業補助金について、下記理由により

事業 $\left[\begin{array}{l} \text{を中止（廃止）したい} \\ \text{が年度内（予定の期間内）に完了しない} \\ \text{の遂行が困難になった} \end{array} \right]$ ので、みやざきLFP強化支援事業補助金交

付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

1 理由

2 事業遂行状況

区 分	実 施 計 画		出 来 高		進 捗 率 (B)/(A)	備 考
	事業費 (A)	交付額	事業費 (B)	交付額		
	円	円	円	円	%	
合 計						

※区分には、別記様式第1号6の（2）に該当する経費の区分を記載すること

請 求 書
みやざきLFP強化支援事業補助金

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で交付決定通知のあった〇〇年度みやざきLFP強化支援事業補助金については、下記のとおり金〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備 考

口座振替申出表示	
債権者登録番号	
金融機関名	
支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義 (カナ)	()

担当者	
連絡先	

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇月〇日付け (文書番号) で交付決定通知のあった〇〇年度みやざき L F P 強化支援事業補助金について、みやざき L F P 強化支援事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第 15 条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

〇〇年度みやざきLFP強化支援事業状況報告書

〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で交付決定通知のあった〇〇年度みやざきLFP強化支援事業に関する、〇〇年度の状況について、みやざきLFP強化支援事業補助金交付要綱第15条に基づき報告します。

記

1 事業概要

2 事業で

（	開発した新商品・サービス等	）
	改良・改善した商品・サービス等	
	導入した機械・施設	

 の名称

3 事業で

（	開発又は改善・改良した新商品・サービス等の販売・活動状況	）
	導入した機械・施設等の利用状況	

※開発した商品の「FCP展示会、商談会シート」を提出すること

4 収益納付の該当 有・無 有の場合 納付金額 円

※国交付要綱に基づく地域型食品企業等連携促進事業を財源として事業実施した場合において、地域型食品企業等連携促進事業実施要領（令和7年3月31日付け6新食第2408号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知）第9に規定される収益納付の対象となる場合のみ記入すること

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

〇〇年度みやざき L F P 強化支援事業補助金
交付決定前着手届出書

みやざき L F P 強化支援事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記 1 ～ 3 の条件を了承の上、4 の事業に補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、実施主体が負担するものとする事。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 該当事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業内容の変更）はないこと。
- 4 事業内容
 - (1) 事業の区分
 - (2) 事業費（円）
 - (3) 着手予定年月日
 - (4) 完了予定年月日
 - (5) 交付決定前に事業に着手する理由

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

補助金等交付申請書

みやざきLFP強化支援事業補助金交付要綱（令和4年4月1日定め）に基づく〇〇年度みやざきLFP強化支援事業補助金については、金〇〇〇〇円を交付されるよう、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他添付書類

2 本件担当者氏名等

担当者氏名
電話番号
電子メール

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事業主体名
代表者職氏名

〇〇年度補助事業実績報告書

〇〇年〇月〇日付け（文書番号）で交付決定通知のあった〇〇年度みやざき L F P 強化支援事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和 39 年宮崎県規則第 49 号）第 14 条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 その他添付書類